

令和2年度第2回東北大学医療安全監査委員会報告書

国立大学法人東北大学医療安全監査委員会規程第2条第1項に基づき、監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

国立大学法人東北大学医療安全監査委員会規程第2条第1項に基づき、東北大学病院における医療安全に係る業務の状況について、以下のとおり管理者等からの説明の聴取を行うことにより報告を求めることにより現状を確認することにより、監査を実施しました。

なお、新型コロナウイルス感染対策のため、Zoomを使ったオンライン会議での開催となり巡視は行っていません。

- ・日 時：令和3年3月4日（木）13：00～14：00
- ・場 所：WEB会議
- ・委員長：武田 和憲（社会保険診療報酬支払基金宮城支部医療顧問）
- ・委 員：嶋森 好子（岩手医科大学看護学部長）
- ・委 員：三輪 佳久（齊藤・笹村法律事務所弁護士）
- ・委 員：原 忠篤（東北医科薬科大学病院病院長補佐（事務部部长））

2. 監査の内容及び結果

○東北大学病院の医療安全について

I. 医療安全管理に係る体制

以下の項目について説明があった。

- (1) 医療放射線安全管理室の設置

II. 病院機能評価の受審

以下の項目について説明があった。

- (1) 病院機能評価の概要
- (2) 本院の病院機能評価に関する中間結果
- (3) 医療安全関連の中間結果及び対応
- (4) 医療機器安全管理関連の中間結果

III. 医薬品安全管理室の業務

以下の項目について説明があった。

- (1) 医薬品適正使用状況調査
- (2) 周術期休薬継続・中止一覧の改訂
- (3) 適用外使用医薬品の審査対象の変更

IV. 医療放射線安全管理室の業務

以下の項目について説明があった。

- (1) 医療法改正に伴う業務
- (2) 医療放射線の管理と記録（患者説明）
- (3) 医療放射線の管理と記録（職員研修）

3. 総括

医療安全に係る体制として、「医療放射線安全管理室」が昨年の4月より設置され、運用されている旨の報告があり、医療放射線の安全管理のための指針が作成され、職員研修を実施するとともに、医療被曝の線量管理が行われている。特に、確率的影響としての発がんリスクに対する十分な説明など放射線量の正当化と最適化が図られているものとする。また、放射線オーダー発行時に撮影、検査に準じた説明資料を印刷することができる仕組みも優れていると考える。

この度、受審された病院機能評価においてC評価となった4項目については是正の取り組みが報告され、まず、高難度新規医療技術を用いた医療の説明と同意について、説明同意書のひながたを作成し、保険適応の有無、術者の経験症例数、リスクや手術時間等を文書にて説明する内容が盛り込まれている。新規医療技術では予想しない有害事象も発生すると危惧されることから是非、実施していただきたい。また、当該医療技術の定期的な評価が不足しており、この度、半年ごとに評価を行うことになったと報告された。

病理結果の未読に関しては、月に1回確認し、未読レポートのある診療科にリマインド情報を送付することになったとの報告があった。病理結果の見落としは重大なインシデントに繋がることから、ぜひ有効活用していただきたい。

口頭指示においては、投薬指示した薬剤名だけでなく、使用量の単位や投与経路、投与時間の記載も必須となり、復唱したこともチェックで確認することとされており、優れた取り組みであり、今後、実施率についても検証をお願いしたい。

患者等の急変時対応として、METコールについて様々な周知活動をおこなうことが予定されており、ぜひ、普及に努めていただきたい。

医療機器の安全管理に関しては、機能評価においても全てA評価を受けており、是正課題はなかった。

医薬品安全管理室では、医薬品の適正使用状況調査を実施しており、今回はエディロールカプセルの有害事象である高カルシウム血症予防のための定期的な血清カルシウム値の測定を調査し、是正勧告を行っているとして報告され、優れた取り組みと思われる。

今回、病院機能評価を受審されたことで、医療安全管理上の課題も見えてきたことと思われ、是正対策を策定すると同時に実際に現場で実施されているかの検証も重要であり、現場での実施率等の評価基準の作成も検討いただきたい。今後とも医療安全に関するPDCAを回す取り組みをお願いしたい。

令和3年3月17日

国立大学法人東北大学医療安全監査委員会
委員長 武田 和憲